

「居宅介護支援」・「介護予防支援」の
基準を定める条例骨子案について

平成26年5月22日

「居宅介護支援」、「介護予防支援」基準条例制定の概要

1 条例制定の趣旨・背景

H25.6.7 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第3次一括法)が成立 **介護保険法が改正**
居宅介護支援・介護予防支援の事業の基準はH27.4.1までに自治体の条例で定める

2 条例の基準となる厚生労働省令

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第38号)
「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)

3 市内対象事業所

居宅介護支援事業所
118事業所

介護予防支援事業所
11事業所

(H26.5.1現在)

4 スケジュール

骨子案 5月 健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会
7月 青森市議会報告
8月 市民意見聴取(わたしの意見提案制度)

条例案 10月 健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会
12月 青森市議会議決

H27.4.1 条例施行(予定)

周知期間H27.1~3

主な項目及び市の考え方(骨子案)について

区分	主な項目	厚生労働省令		市の考え方(骨子案)
		居宅介護支援	介護予防支援	
(1)従うべき基準 ・必ず適合しなければならず、条例で異なる内容を定めることはできない	・事業者の法人格の有無	・指定居宅介護支援事業者は法人であること	・指定介護予防支援事業者は法人であること	・厚生労働省令と異なる内容を定めることができないことから、 <u>同内容とする</u>
	・従業者の基準及び員数	・介護支援専門員1名以上 等	・保健師その他の職員1名以上 等	
	・利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関連するもの	・内容及び手続の説明及び同意 ・事故発生時の対応 等		
(2)参酌すべき基準 ・十分考慮した上で、条例で地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる	・運営に関する基準	・利用料等の受領 ・設備及び備品 ・書類の保存期間は2年間 等		・厚生労働省令と異なる基準を定めるほどの地域特有の事由が見当たらないことから、原則として <u>同内容とする</u> ・ただし、 <u>介護給付費に関する書類の保存期間について、地方自治法上の返還請求期限である5年間とする</u>
(3)厚生労働省令に定めのない事項 ・厚生労働省令に定めのない事項を追加	・暴力団員の排除	・定めなし		・事業者及び従業員は、 <u>暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係者であってはならないとする規定を設ける</u>
	・従業者だった者の秘密保持等			・従業者だった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない等とする規定を設ける
	・委任			・条例の施行に関して必要な事項(運用上の解釈等)は市長が別に定めることとする